

令和元年度

# 監査結果報告書

定期監査  
(上下水道局)

大分市監査委員



監 査 第 8 6 号  
令 和 2 年 5 月 1 2 日

大 分 市 長 佐 藤 樹 一 郎 殿  
大 分 市 議 会 議 長 野 尻 哲 雄 殿  
大 分 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者 三 重 野 小 二 郎 殿

大 分 市 監 査 委 員 繩 田 睦 子

大 分 市 監 査 委 員 古 庄 研 二

大 分 市 監 査 委 員 高 橋 弘 巳

大 分 市 監 査 委 員 国 宗 浩

### 監査の結果について（報告）

定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

# 定期監査結果報告

## 1 監査の対象及び監査の期間

監査の対象	監査の期間
<p>上下水道局 総務課 経営企画課 営業課 水道維持管理課 水道整備課 浄水課 下水道整備課 下水道施設管理課</p>	<p>令和元年度（平成31年4月1日～令和元年11月30日）に係る事務事業 ただし、補助金等の交付事務については平成30年度分も対象とした。 また、平成30年度に実施した行政監査について、その後の対応状況についても対象とした。</p>
監査の期間	<p>令和2年1月29日～ 令和2年4月17日</p>

## 2 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、また、前回監査の指摘要望事項が改善されているか等に着眼して監査を実施した。

### 3 監査の結果

#### 上下水道局

経営企画課 水道整備課 浄水課 下水道整備課

特に指摘事項はなかった。

#### 総務課

##### (1) 支出負担行為事務について

ア 契約の内容に不備があるもの

大分市個人情報保護条例及び大分市個人情報取扱事務業務委託基準では、個人情報取扱事務の委託に係る契約の締結に当たっては、契約書に同基準に規定する「個人情報取扱特記事項」に掲げる内容を記載するか、受託者が特記事項を別記し、その特記事項を遵守しなければならない旨の条項を契約書に記載するとされている。また、契約書によらないで契約するときは、受託者に特記事項を契約事項として交付するものとされている。

しかしながら、職員の個人情報を取り扱う健診等業務委託において、契約書に特記事項に関する記載がされていないものや、契約書によらない契約において、受託者に特記事項を交付していないものが見受けられた。

今後は、条例等に従い適正な事務処理をされたい。

#### 営業課

##### (1) 備品等の管理事務について

ア 備品の管理が適正でないもの

大分市上下水道局備品取扱要綱の規定では、所管に関する備品については、適正かつ効率的に管理しなければならないとされ、備品を処分する場合や亡失、棄損した場合等は所定の手続をとることとされている。

しかしながら、抽出により備品整理簿と現品の確認を行ったところ、整理簿には登録されているが、現品の確認ができず、備品の処分等の手続が適正に行われていないものが見受けられた。

早急に原因を調査のうえ、処分等の事務処理を行うとともに、今後は要綱に従い適正な備品管理をされたい。

## (2) 公有財産の管理事務について

### ア 公有財産貸付台帳が整備されていないもの

大分市上下水道局会計規程において準用している大分市公有財産規則の規定では、部長等は、その所管に属する公有財産について、貸付及び使用許可の状況を明らかにするため公有財産貸付台帳を備え、当該財産に異動を生じた場合には、その都度整理しなければならないとされている。

しかしながら、公有財産の使用許可について、貸付台帳が作成されていないかった。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

## (3) 水道料金及び公共下水道使用料の徴収事務について

### ア 水道料金及び公共下水道使用料に係る減免が適正でないもの

水道料金及び公共下水道使用料については、地方公営企業法等に基づき公金徴収事務等委託をしており、営業課において調定及び納入通知を行い、受託者が収納している。

料金及び使用料を減免する場合は、大分市上下水道局事務決裁規程に基づき、決裁権者の決裁により意思決定が必要であるが、市内転居の場合、基本料金の減免事由に該当するにもかかわらず、受託者が減免して算定した額に基づき、営業課において減免の意思決定をせず、調定及び納入通知を行っていた。

今後は、条例及び規程等の内容を再検討し、受託者と調整のうえ、適正な事務処理をされたい。

## 水道維持管理課

### (1) 各種収入事務について

#### ア 収納した現金を速やかに出納取扱金融機関等に預け入れていないもの

大分市上下水道局会計規程の規定では、現金取扱員は、現金を収納した場合は当該現金を速やかに出納取扱金融機関等に預け入れなければならないとされている。

しかしながら、複写に係る実費として収納した現金を速やかに出納取扱金融機関等へ預け入れていないものが見受けられた。

今後は、規程に従い適正な事務処理をされたい。

## 下水道施設管理課

### (1) 公共下水道占用料の徴収事務について

#### ア 公共下水道占用許可事務が適正でないもの

大分市公共下水道条例の規定では、公共下水道の敷地又は排水施設の占有について、同条例に基づき占有許可を行うこととされている。

しかしながら、同条例の規定では公共下水道と別に終末処理場が定義されていることから、終末処理場である水資源再生センターの敷地の占有について、水資源再生センターは公共下水道に当たらないとし地方自治法の規定に基づき行政財産の目的外使用許可を行っているものと、同条例の規定に基づき占有許可を行っているものが見受けられた。

今後は、水資源再生センター占有許可について条例の取扱いを今一度検討し、適正な事務処理となるよう整理されたい。